

項目	質問	回答
避難計画	原発ありきでスタートしていながら、避難計画を自治体に義務付けるのはおかしくありませんか。	そのとおりだと思います。原発の設置・稼働について意見を反映させることが認められていない自治体に、避難計画の策定を義務付けて、責任のみを押しつけることが不当であること、原発から30キロ圏内の自治体には原発の設置・稼働に関する同意権が認められるべきであることを、今後も裁判で訴えていきます。
地震	建設予定地で地震が多発しており、不安です。	本件訴訟において当市は、大間原発の北方海域や西側海域に巨大な活断層がある可能性が高いこと、大間原発敷地内に将来活動する可能性のある断層等が存在すること、被告電源開発はこれらの存在を前提とした基準地震動の策定や施設設計をしておらず施設の安全機能が確保されていないことなどの主張を行っております。
温排水	大間原発が稼働すると温排水が津軽海峡に放出され、コンブ、マグロ、イカなどの海産物がとれなくなりませんか。	温排水の問題は、長年、原発訴訟で取り組まれてきた論点であり、特に瀬戸内海などの狭い海では影響を受けやすいものですが、津軽海峡でも影響を受けることは考えられます。いずれにしても、大間原発が稼働しなければ温排水の影響を受けることはありません。
原告適格等	私人が原告となる原発訴訟では人格権の侵害が問題となりますが、自治体が原告となる当市の訴訟ではどうなりますか。	自治体には市民の生命、身体、財産を守る責務がありますが、自治体が崩壊するような事故が起これば、それらを守ることができません。確かに、自治体には自然人のような生命はありませんが、自治体の存立を維持する権利は、自然人にとっての生命に相当するものとして、憲法上の地方自治権から導かれると考えております。
	沖縄県名護市辺野古の新基地建設を巡り、沖縄県が国を相手にした訴訟では、国が「私人」の立場で審査請求したことが適法とされましたが、当市の訴訟への影響はありますか。	当市の訴訟では、財産権が侵害されるという「私人」と変わらない立場での主張も行ってまいります。したがって、そのような当市の訴えも適法であると判断されるものと考えております。
	高度に政治的な問題であるから司法審査になじまないという、いわゆる「統治行為論」によって原発に関する訴えが退けられるおそれはありませんか。	原発訴訟が司法審査になじまないということはありません。最高裁が、伊方原発最高裁判決を覆してまでそのような判断をするということは、かなり高い確率でないと考えます。
訴訟期間	最高裁までの戦いになると考えていますが、それまでの訴訟期間の見通しはありますか。	規制委員会の審査が長期化しており、判決までの期間を見通すことは難しいですが、大間原発が稼働する可能性がないという理由で請求が棄却されることを避けるためにも、長期的な視野で訴訟を行ってまいります。
	電源開発が大間原発の建設をあきらめるまで裁判を長期化してはどうですか。	規制委員会の審査の状況からすると、現在のところ、急いで訴訟を進める必要はないと考えております。国が政策を変更すること、電源開発が自ら建設を中止することなど、どのような形でも大間原発の建設が止められればよいと考えておりますので、長期的な視野で訴訟を行ってまいります。
訴訟費用	訴訟費用はどの程度の金額が必要となるのですか。	判決までの期間を見通すことが難しいため、現在のところ、最終的な訴訟費用の見込みをお示しすることはできません。しかし、訴訟を提起した平成26年度から平成30年度までの5年度の訴訟費用の総額が3,213万4千円であるのに対して、ふるさと納税などの寄附金を積み立てた大間原発訴訟基金の平成30年度末の残高が8,823万7千円となっておりますので、当分の間、基金で訴訟費用をまかなうことが可能となっております。
連携等	政治家は大間原発訴訟についてどう考えていると思いますか。	脱原発・反原発や原発容認など様々な意見があるなか、当市にとっては大間原発の無期限凍結が最大の課題であり、原発政策に対して特定の立場をとっておりません。そのことによって多くの理解が得られており、本件訴訟の提訴について市議会は全会一致で支持しております。
	市民団体による大間原発訴訟ともっと連携をとるべきではないでしょうか。	当市の訴訟は、避難計画策定を義務付けられる30キロ圏内の自治体として提訴したものであり、市民団体による訴訟とは共通する主張もありますが、裁判所が違うほか、争点も異なっており、連携には難しさがあると考えております。なお、市民団体による訴訟の内容については、一般に公開されているほか、双方の裁判に携わっている弁護士もおり、必要な情報は得られております。
	国民、観光客にもアピールすべきではないでしょうか。	提訴以来、全国各地の非常に多くの皆様からご支援をいただいております。2018年6月末には、ふるさと納税と合わせた寄附金の総額が1億円を超えたところであり、心から感謝いたします。当市はこれまでに、ホームページや広報紙などにより、訴訟に至った経過や裁判の審理状況といった情報を発信してまいりましたが、今後とも情報発信に努めてまいります。
	大間町の人々の考え方を考えることはできませんか。	大間原発の建設は国の政策に基づくものであり、本件訴訟においても国と電源開発とを相手に訴えを起こしております。自治体同士の争いにしてはならないと考えております。
エネルギー	原発はコストが高くありませんか。	世界的には、自然エネルギーの方が原発よりもコストが安いという理由で導入が進んでおり、すでに世界的な潮流となっております。仮に日本が自然エネルギーを導入しないとすれば、世界的な成長から取り残されてしまうおそれがあります。また、福島原発事故後の処理に税金が使われていることなど、原発の負の遺産を処理するためには電気料金以外の負担が必要になります。エネルギーのコストを考えるためには、社会全体のコスト負担を考える必要があると考えます。
	代替エネルギー開発を目指すべきではありませんか。	
	自然エネルギーの利用が進むと、エネルギーのコストと私たちの負担はどうなりますか。	
	再生可能エネルギーの問題を解決する「溶融塩太陽熱発電」についてもう少し詳しく説明してください。	